

第1章 後期基本計画の役割、構成、期間

1 役割

基本計画は、基本構想に掲げた市の将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を実現するための「4つの基本戦略」や「行政経営の基本方針」を具体的に進めるための目標と進め方を示します。今回定める後期基本計画は、前期基本計画（平成20年度から22年度）及び中期基本計画（平成23年度から26年度）の取り組みの成果や市民満足度調査（平成26年6月実施）の結果、総合計画審議会による進捗状況の答申を踏まえ、さらに市長マニフェスト（平成25年11月市長選挙）に示された政策を推進するための戦略を示す計画として位置付けます。

2 構成

基本計画を定める上での前提条件となる基本指標（人口や世帯、産業構造）を示すとともに、財政・組織・人材・情報についての行政経営のビジョンを明らかにします。

また、基本構想を具体的に進めるために引き続き後期基本計画の期間中に取り組む施策を体系別に示し、それぞれの施策の基本方針や成果目標、課題、さらに施策を達成するための主な事業と成果指標（または活動指標）、市民との協働の度合いを示す協働指数などを明らかにします。

3 期間

この基本計画（後期基本計画）の計画期間は、第1次総合計画の最終年度を目標年度とする4年間（平成27年度から平成30年度）とします。第1次総合計画で示した基本構想を達成するために、この4年間に実施する施策及び事業についての計画を掲載します。

第2章 基本指標（将来推計）

計画の前提となる基本指標として、過去の推移や社会経済情勢の変化等を踏まえ、人口の推移と推計及び産業構造の変化を示します。

1 総人口

平成22年国勢調査によると、本市の人口は49,864人です。市町村合併前を含めると、昭和60年の54,965人をピークに減少の傾向となっています。また、最近では、出生数に対して死亡数が増加していることに加え、これまで転入者数と転出者数が均衡であった社会動態も転出者数が増加する傾向が見られます。

なお、愛知県全体では、平成27年に739万人でピークを迎え、その後、減少期に移るものと予想されます。

現在の年齢構成、男女別構成などから推計すると、平成27年は47,447人、平成

32 年は 44,835 人であり、計画の目標年度である平成 30 年は 46,000 人程度と予測されますが、基本構想で掲げたまちづくり目標では「平成 30 年の目標人口を 50,000 人」としており、後期基本計画においてもその設定を継続します。これは 11 年間の計画目標を定めた第 1 次総合計画全体を通して詳細に検証したうえで、それを踏まえて第 2 次総合計画で見直すべきという考え方に沿ったものです。

【図表 1】人口の推移と推計

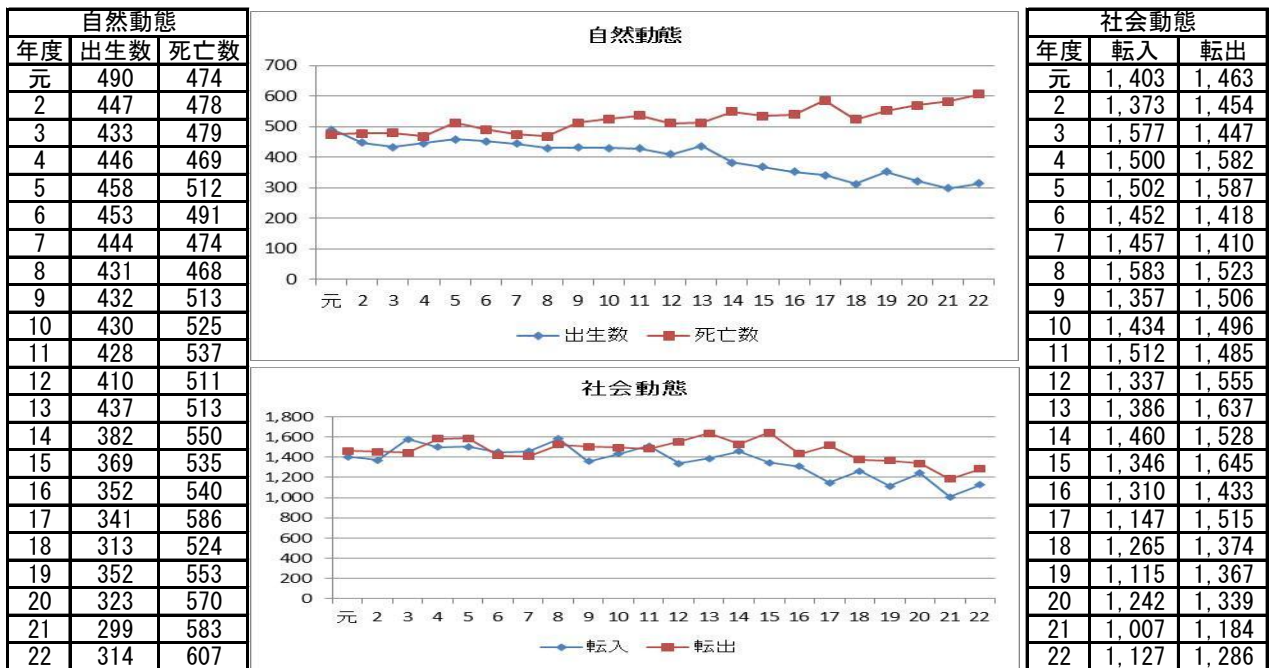
(単位：人)

実数値						推計値		
昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
54,965	54,583	54,602	53,603	52,178	49,864	47,447	44,835	42,134

※国勢調査(H22)結果による。

【図表 2】自然動態と社会動態の推移

(単位：人)



※住民基本台帳人口

2 年齢構成

本市の年齢構成は、年少人口比率が平成 17 年に 13.6%と全国平均程度であるのに対し、老年人口比率が全国平均より高くなっています。

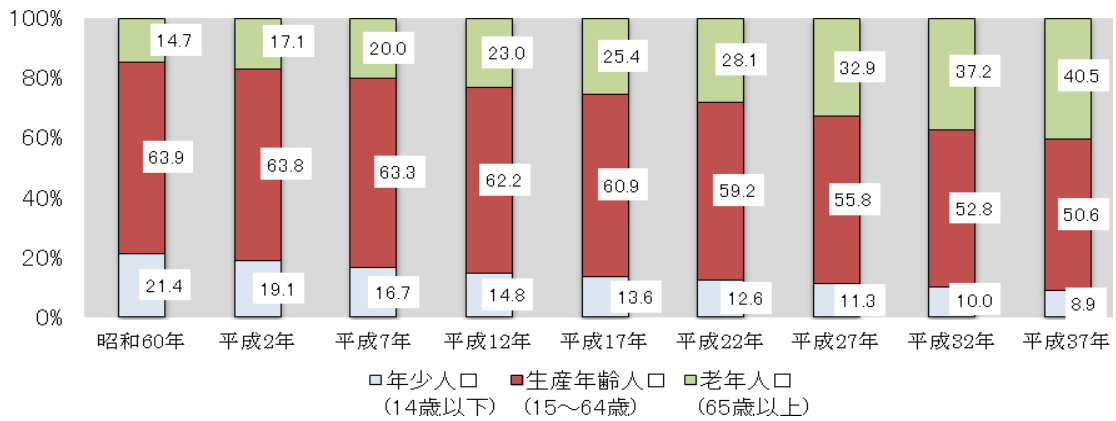
将来推計では、老年人口比率は、平成 22 年の 28.1%から平成 32 年には 37%程度となり、老年人口が加速的に増加します。

一方、生産年齢人口比率は、平成 22 年の 59.2%から平成 32 年には 53%程度に減少するものとみられます。

【図表3】年齢3区分の人口推移と推計

(単位：人)

区分	実数値					推計値			
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
年少人口 (14歳以下)	11,785	10,415	9,129	7,946	7,091	6,300	5,372	4,487	3,733
生産年齢人口 (15～64歳)	35,119	34,835	34,546	33,320	31,769	29,531	26,466	23,664	21,319
老年人口 (65歳以上)	8,061	9,328	10,927	12,337	13,266	14,033	15,609	16,684	17,082
計	54,965	54,578	54,602	53,603	52,126	49,864	47,447	44,835	42,134

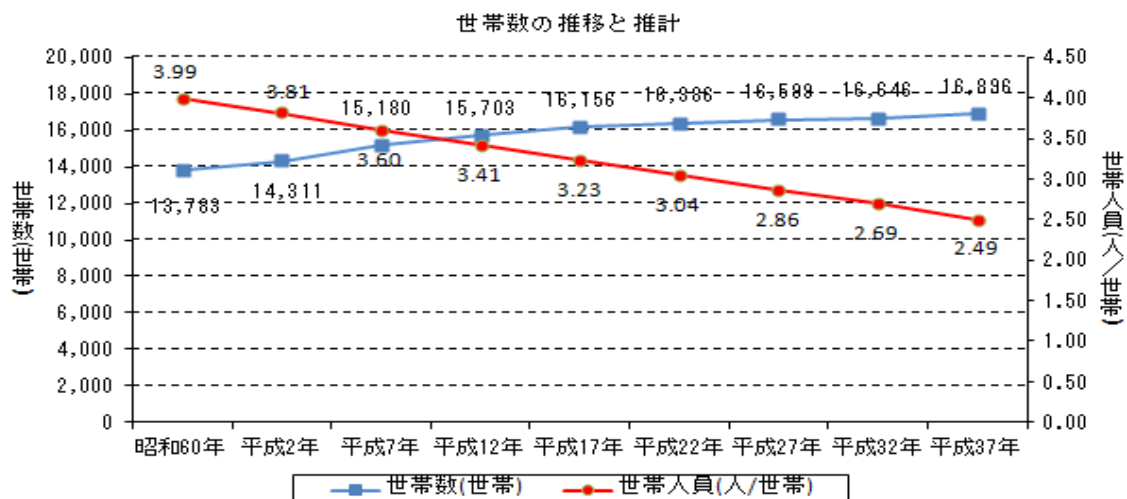


3 世帯数

平成22年国勢調査によると、本市の世帯数は16,386世帯で、1世帯あたりの人員は、3.23人です。平成32年には世帯数はおよそ16,650世帯で、1世帯あたりの人員は、2.7人程度と予測されます。

【図表4】世帯数の推移と推計

区分	実数値					推計値			
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
世帯数(世帯)	13,783	14,311	15,180	15,703	16,156	16,386	16,599	16,646	16,896
総人口(人)	54,965	54,583	54,602	53,603	52,178	49,864	47,447	44,835	42,134
世帯人員(人/世帯)	3.99	3.81	3.60	3.41	3.23	3.04	2.86	2.69	2.49



4 地域別人口

平成 17 年及び平成 22 年国勢調査による小学校区別の人口は図表 5 のとおりとなります。国勢調査の結果を基に、小学校区単位での人口を推計しますと、全ての小学校区で人口の減少が予測されます。このことは、将来的に地区内での社会的な共同生活の維持が困難となる集落が発生することを予測させるものです。

そのため、平成 30 年の人口を 50,000 人とした目標を達成するためには、個々の住民が魅力を感じることでできる地域社会を将来にわたって実現していくことが重要な視点となります。

【図表 5】小学校区別の人口推計（国勢調査人口から推計）

小学校区	新城小学校区	千郷小学校区	東郷西小学校区	東郷東小学校区	舟着小学校区	八名小学校区	庭野小学校区
平成17年	7,314	11,314	5,185	4,653	1,655	4,650	959
平成22年	7,133	11,448	5,118	4,356	1,579	4,419	877
平成30年推計	6,655	10,946	4,789	4,052	1,438	4,081	823
平成30年推計(1)	7,200	11,700	6,060	4,000	1,450	4,500	900
小学校区	鳳来中部小学校区	鳳来寺小学校区	鳳来西小学校区	海老小学校区	連谷小学校区	山吉田小学校区	黄柳野小学校区
平成17年	3,454	1,418	1,025	603	344	1,549	528
平成22年	3,287	1,332	903	526	321	1,447	421
平成30年推計	3,057	1,132	776	420	276	1,230	383
平成30年推計(1)	3,130	950	880	600	250	1,650	300
小学校区	東陽小学校区	鳳来東小学校区	菅守小学校区	開成小学校区	巴小学校区	協和小学校区	新城全体
平成17年	3,571	890	457	887	1,192	530	52,178
平成22年	3,234	726	370	821	1,084	462	49,864
平成30年推計	2,899	627	318	724	975	397	45,998
平成30年推計(1)	3,040	870	440	760	1,190	410	50,280

※平成 30 年推計は、平成 22 年までの国勢調査人口を基に推計し直したものです。

※平成 30 年推計(1)は、前期及び中期基本計画において平成 17 年までの国勢調査を基に、人口 50,000 人を想定した場合の各地域を予測したものと同様です。

5 産業構造

本市の従業者の産業別構成をみると、第2次産業と第3次産業の従業者数は、産業のソフト化・サービス化に伴い、第3次産業の従業者割合が伸びる傾向にあります。また、平成2年から第2次産業の従業者数は減少の傾向にあり、平成7年では第2次産業従業者数よりも第3次産業の従業者数が多くなっています。

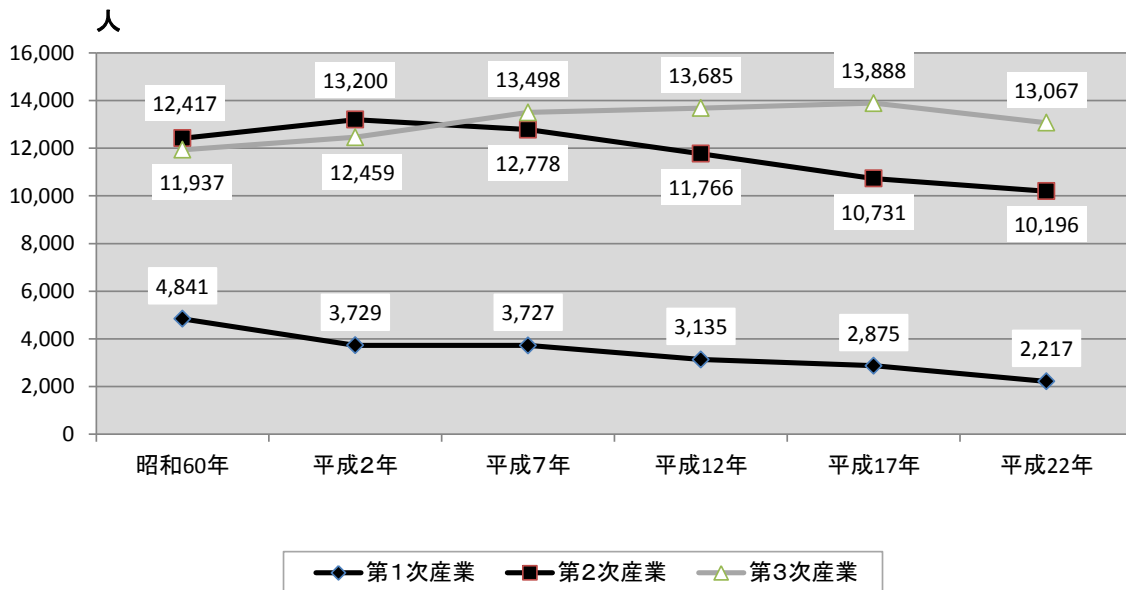
第1次産業については、従業者数、構成比とも減少する傾向にあります。

【図表6】産業別構成

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1次産業	人	4,841	3,729	3,727	3,135	2,875	2,217
	%	16.5	12.7	12.4	10.9	10.4	8.6
第2次産業	人	12,417	13,200	12,778	11,766	10,731	10,196
	%	42.6	44.9	42.6	41.1	38.9	39.5
第3次産業	人	11,937	12,459	13,498	13,685	13,888	13,067
	%	40.8	42.4	45.0	47.8	50.4	50.6
総計		29,281	29,415	30,021	28,646	27,572	25,816

※総計には分類不能の産業を含む。割合は総計に対する割合

産業別人口の推移



第3章 まちづくりビジョン・行政経営ビジョン

○まちづくりビジョン

第1次新城市総合計画基本構想では、まちづくりの基本理念を「新たな公共が導く 市民自治社会の実現」とし、この基本理念や本市の特性、地政的役割を踏まえた市の将来像「市民がつなく 山の湊 創造都市」を実現するため、4つの基本戦略を以下のとおり定めています。

(1) 市民自治社会創造

地域内の多様性を互いに認め合う市民の一体感の醸成や価値観の共有をめざした地域内交流を進めるとともに、地方分権時代における「新たな公共」の理念に基づき、まちづくりの担い手の育成や地域計画の策定、地域自治組織、行政組織の見直しなどを市民の視点で進める「真の市民自治社会」の創造をめざします。

(2) 自立創造

新東名高速道路や三遠南信自動車道の開通、新城インターチェンジ開設などを追い風に、豊かな地域資源を活かした魅力ある産業の創造と労働・定住人口の確保に努めます。とりわけ、農林業を生命産業として再構築するための取り組みや企業誘致、新たな起業、商業の活性化を進めるため、各産業分野間の連携体制の強化を進めます。

(3) 安全・安心の暮らし創造

子どもからお年寄りまで、すべての人が日々健やかに過ごすことのできる暮らしは、市民生活の根幹を成すものです。そこで市民ニーズの高い喫緊の課題として、地域医療体制の確立と緊急時及び休日・夜間救急医療体制の強化を進めます。

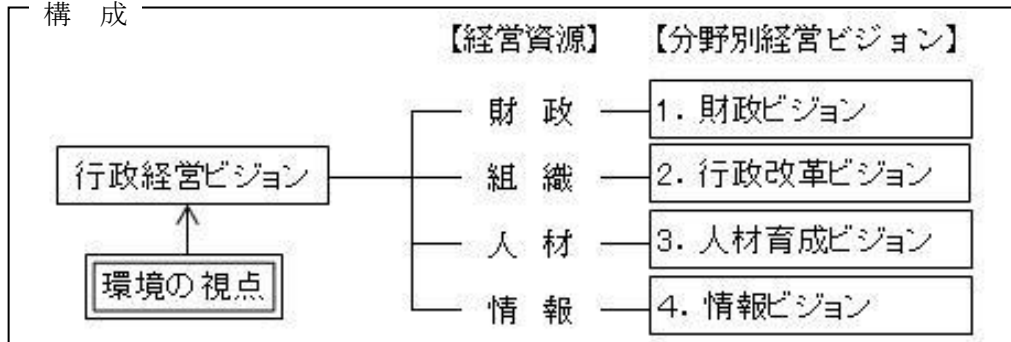
(4) 環境首都創造

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題に対処するには、社会経済活動における環境への負荷を減らす試みに加え、市民の一人ひとりが日々の暮らしの中で地球に優しい暮らしを実践することが大切です。そこで、私たちの居住空間であり、本市の最大の特徴である豊かな自然環境や風土をキャンパスに、環境に軸足をおいた市民活動、行政活動を、地域の連携を踏まえながら広域的に展開します。

後期基本計画では、「市民自治社会創造」「自立創造」「安全・安心の暮らし創造」「環境首都創造」と、本計画書4頁に掲載した「第1次新城市総合計画（山の湊しんしろ経営戦略プラン）構成図」で示している、基本戦略の柱となる市の重点プロジェクト「市民自治社会創造プロジェクト」「自立創造プロジェクト」「安全・安心の暮らし創造プロジェクト」「環境首都創造プロジェクト」を継承し、第4章の基本計画（まちづくり編）で社会経済環境の動向や変化に対応した施策・事務事業の見直しを行います。

○行政経営ビジョン

後期基本計画では、基本構想に掲げた行政経営における「経営資源の分野別方針」を受けて、分野別経営ビジョンを以下の構成のとおり定めます。また、市が参加する東三河広域連合の計画や、県が作成する東三河振興ビジョンと整合を図ります。



環境の視点について

環境の視点「新城市環境基本条例（第3条：基本的な考え方）」より抜粋

- 環境の保全と創出は、自然生態系を維持し充実しながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を築くことをめざして行わなければなりません。
- 環境の保全と創出は、地球規模で考え、地域に根ざした活動を確実に進めることにより、わたしたちをとりまく環境が良好な状態で将来の世代に引き継いでいくよう行われなければなりません。
- 環境の保全と創出は、すべての事業活動と日常活動において、またすべての主体の公正な役割分担のもとに、自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行わなければなりません。

今後、国の「第四次環境基本計画」（平成24年4月）の視点を踏まえ、持続可能な社会が成り立つために、環境の視点である「低炭素」・「循環」・「自然共生」に加え、「安全安心」の視点も併せて、減災・危機管理ができるものを検討します。

（1）行政経営における環境の視点

ア 背景

私たちが住んでいるこの地球は、人間だけではなく他の多くの動物や植物にとってもかけがえのない場所です。近年の環境問題による影響は、以前とは比べられないほど時間的、空間的な広がりを見せ、対策に対する重要性を増していますが、こうした問題を解決していくには、地域レベルで環境を考え、行動をおこしていくことが不可欠です。

化石燃料の枯渇や気候変動問題などが表面化するなかで、東日本大震災を起因とする原子力発電所の事故により、これまでのエネルギーの在り方について、日本社会全体に大きな枠組みの転換が求められることになりました。

特に私たちの生活に一番身近なエネルギーである「電気」に関しては、固定価格買取制度の導入により、再生可能エネルギーによる発電施設の飛躍的な普及が見られていますが、施設整備に関して地域の意向が反映されない場面も生じています。

こうしたことから市では、「再生可能エネルギーは地域の資源である」という考え方を基に地域がイニシアティブを持つ重要性を捉え、他の自治体やNGOとともに社会提案を行ってきました。また、省エネルギーのまちづくりの推進と再生可能エネルギーの活用に関するルールとして「新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例」及び「基本的な方針」を定め、今後、再生可能エネルギーを自らの地域経済や暮らしのレジリエンス（しなやかな回復力）を発揮できるよう分散自立型のエネルギーの仕組みを構築していきます。

この仕組みは、新規雇用の創出やエネルギー需給マネジメントに関わる人材・組織の育成にも繋がっていくことが想定され、庁内で価値観を共有し、かつ、連携した取り組みとすることが必要となります。

イ 必要性

本市では、本計画の「4つの基本戦略」の1つとして、「環境首都創造」を掲げ、環境に軸足を置いた市民活動、行政活動を地域の連携を踏まえながら広域的に展開することを目標として、環境育成型市民自治社会を進める「エコガバナンス（環境連携構築事業）」や保全と共生のための市民活動を進める「エコアクション（環境活動改善事業）」、環境負荷の低減と循環型社会の構築に向けた「エコオフィス（環境行動配慮事業）」、再生可能エネルギー導入によるエネルギーの安全保障や環境と経済の問題を同時に解決する手法の可能性を検討する「エコイノベーション（環境地域創造事業）」等の取り組みを推進してきました。

地球環境問題や地域の課題に対し、総合的な視点で取り組むためには、行政が立案する全ての施策や事務事業を「持続可能な地域社会の構築」の視点から再点検し、地球生態系の持続に向けた地域活動への提言と市民が主体的に地域自治に関わる仕組みづくりを支援していくことが必要です。

市の責務「新城市環境基本条例（第4条：市の責任と義務）」

○市は持続可能な地域社会を目指し、あらゆる政策を総合的、計画的に進める責務があり、また、市民・事業者の取り組みを促すためにも、自然生態系を維持し充実しながら環境への負荷の少ない事業計画の立案、実施を積極的に率先して進める。

（2）具体的な取組み

ア 実施体制の仕組みづくり

- 総合計画実施計画における各事務事業に対し、どのように具体的に環境の視点を盛り込んでいるかをチェックするため、毎年実施する翌年度の実施計画（主な事業）作成時に、計画する各事業について、環境に与える良い影響や悪い影響、事業を進めるうえで要求される環境関連法の確認などを行います。
- 行政分野において、先進的な取り組みを実施していくためには、環境分野のみならず専門的な人材の確保と育成が不可欠です。人材育成ビジョンと呼応した専門的な人材の確保と育成を進めます。
- 今までの行政手法であった縦割りを極力解消し、横断的な事業を推進していくための仕組みづくりを進めます。
- 環境行政を推進していくためには、まず自らが実行していくといった姿勢が必要です。市役所内部から環境行動を率先していくための仕組みづくりを進め、市民やNPO（市民活動団体）、企業と連携した具体的な行動提案を示した、新城市環境行動計画「しんしろアジェンダ21」を推進します。

イ 地球温暖化対策の推進

- 市役所内での地球温暖化防止実行計画(事務事業編)を確実に実行していきます。そのための手法として、EMS(環境マネジメントシステム)の手法を参考とします。
- 地球温暖化防止実行計画(区域施策編)を推進するため、市民はもちろん各種団体や事業所、市役所庁内の実行計画事務局などと連携し、施策の効果的な展開を図ります。

ウ 環境基本計画の推進

- 環境基本計画を推進するための実行計画「新城市環境行動計画しんしろアジェンダ21」に基づき取り組みを進めます。

エ 生物多様性地域戦略の策定に向けた取り組み

- 生物多様性地域戦略の策定に向けた市役所の機構、体制づくりを進め、調査研究を推進していきます。

オ ESD（持続可能な開発のための教育）の推進

- 環境、貧困、人権、平和、開発など現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動を推進します。

カ 自然エネルギーの積極的な導入

- 本地域にある自然資源を活用した再生可能エネルギーの地産地消をめざし、新城版のグリーンエネルギー機構の創設を図ります。

1 財政ビジョン

(1) 財政ビジョンの役割

わが国の経済は、平成20年秋のリーマンショックによる急激な落ち込みから回復基調にあったものの、平成23年3月の東日本大震災により深刻な打撃を受け、さらに急激な円高の進行や欧州政府の債務危機による世界経済の減速の影響を受けてきました。

その後、平成25年度からは「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取組の政策効果から景気回復の動きが広がっています。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気回復の動きが期待されます。

平成26年4月以降には消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減が見込まれ、政府、地方自治体ともに財政は、楽観することはできない状況と考えられます。

本市では、総合計画の財政ビジョンに基づき、総合計画の着実な実行を実現するための財源確保対策として財政健全化の取り組みを平成20年度から着手し、一定の効果を上げてきましたが、地方交付税の合併算定替え終了に伴い、平成28年度から普通交付税が段階的に減額されることから、財政健全化への取り組みをさらに強化していく必要があります。

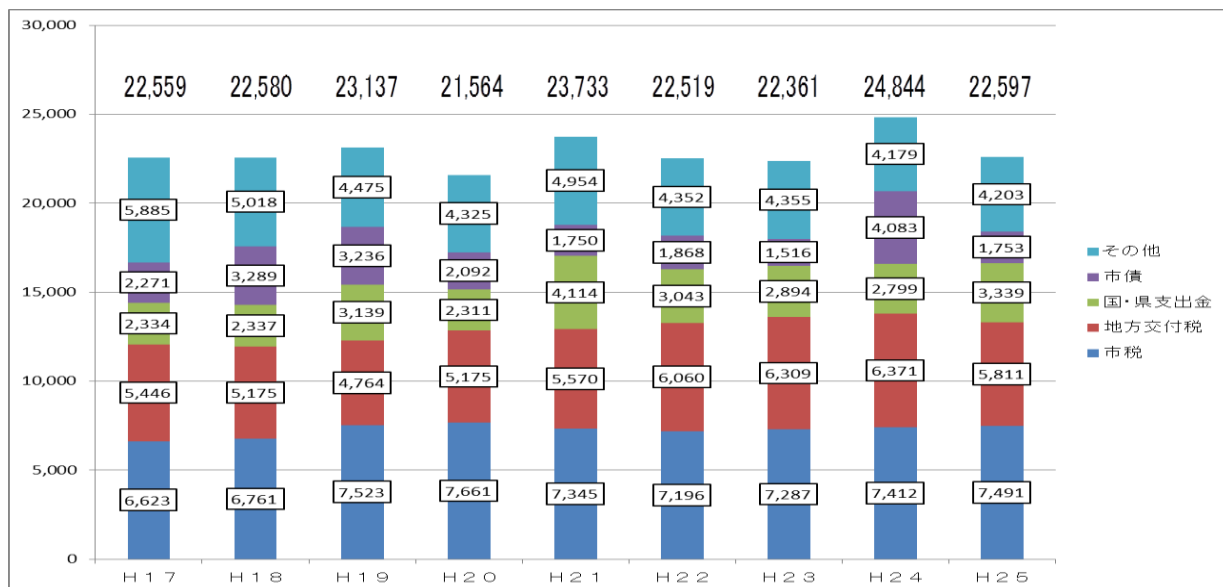
後期基本計画期間においても、市の将来を左右する重要な事業が多く予定されており、市民生活の安定を図りつつ着実な事業実施を推進するためには、持てる経営資源を有効に活用するとともに、着実な財政ビジョンのもと、事業の選択を行い集中的な資源投下を行っていく必要があります。

基本構想に掲げた「経営資源の分野別方針」の「財政」分野に係る経営ビジョンとして定める「後期財政ビジョン」においては、近年の財政状況と課題を示したうえで、「取り組みの方向」、「財政指標の設定」及び「財政推計」を明らかにし、改善に向けた絶え間ない取り組みを進めていきます。

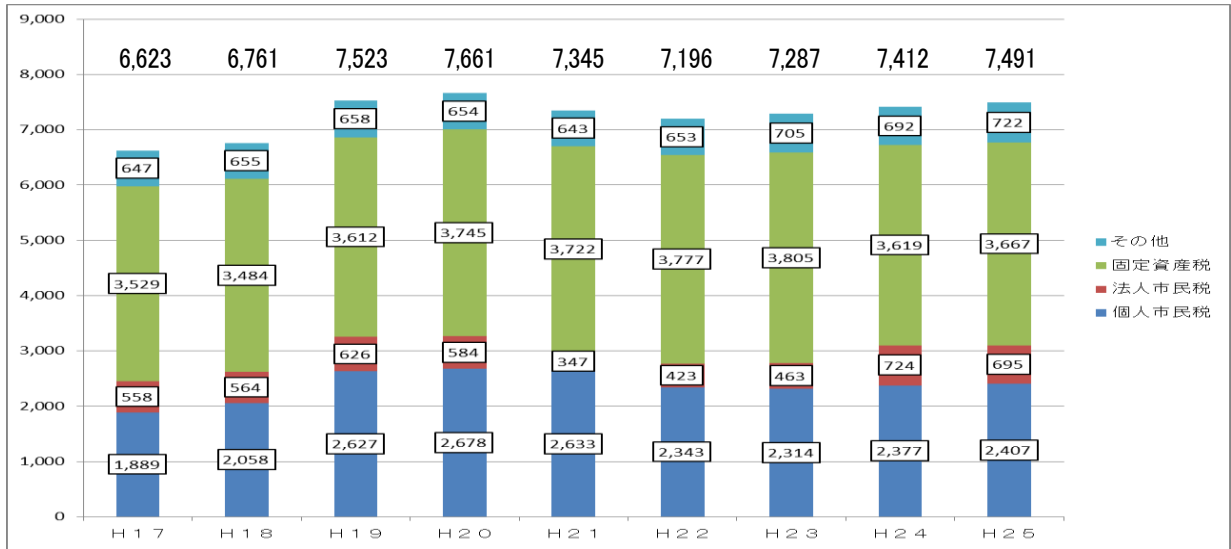
(2) 財政の状況（普通会計）

ア 歳入決算額の推移

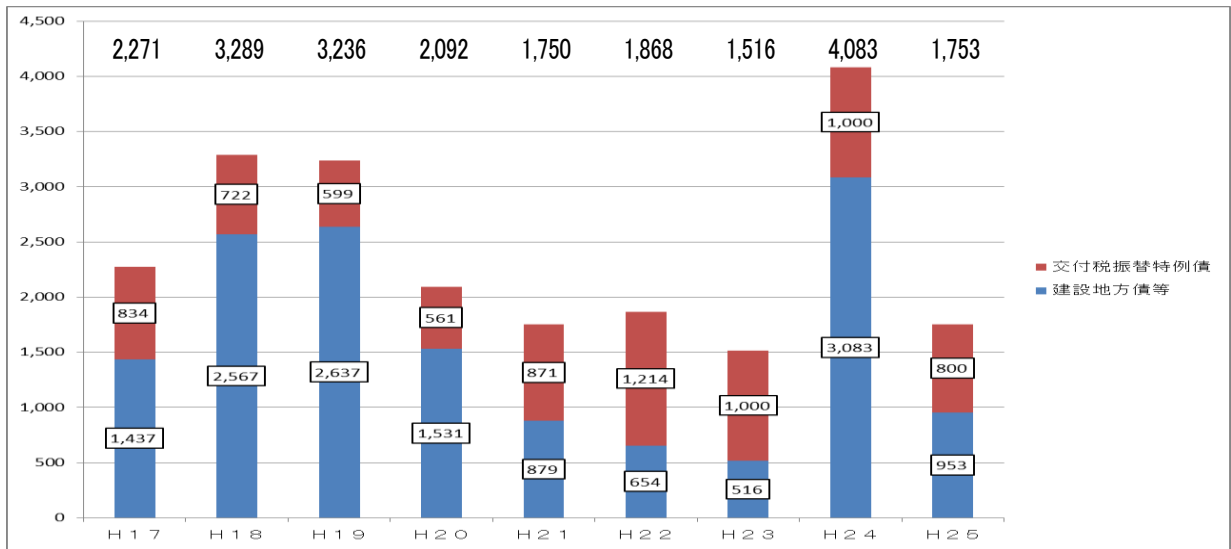
【図表7】歳入決算額の推移（単位：百万円）



【図表 8】市税の推移（単位：百万円）

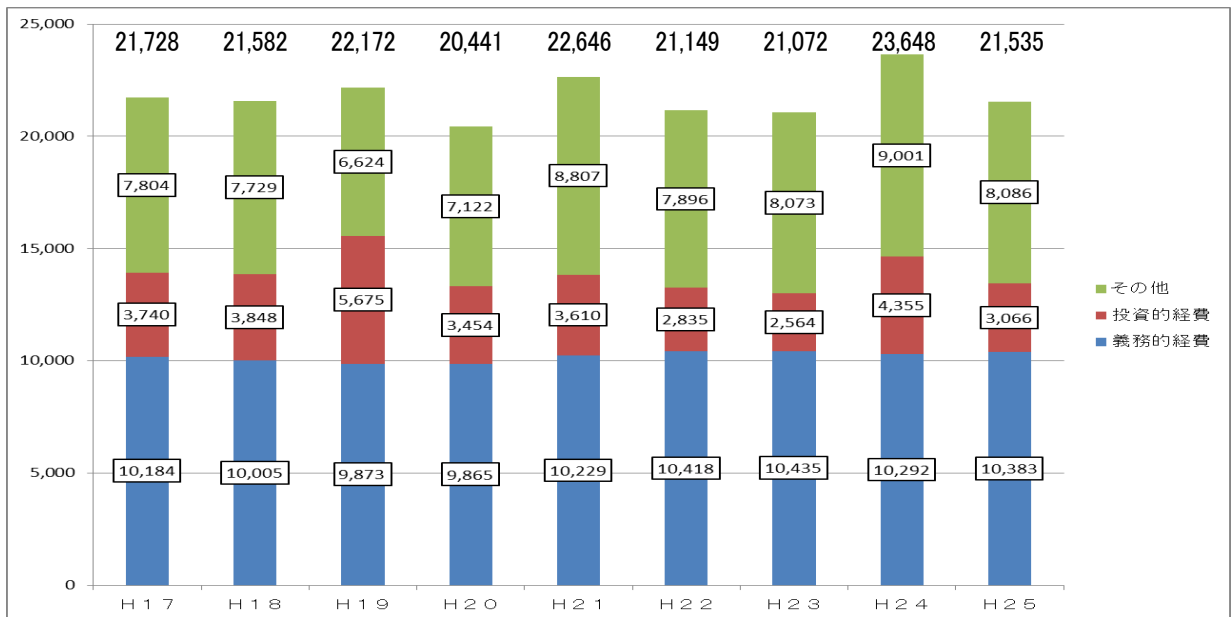


【図表 9】市債発行額の推移（単位：百万円）

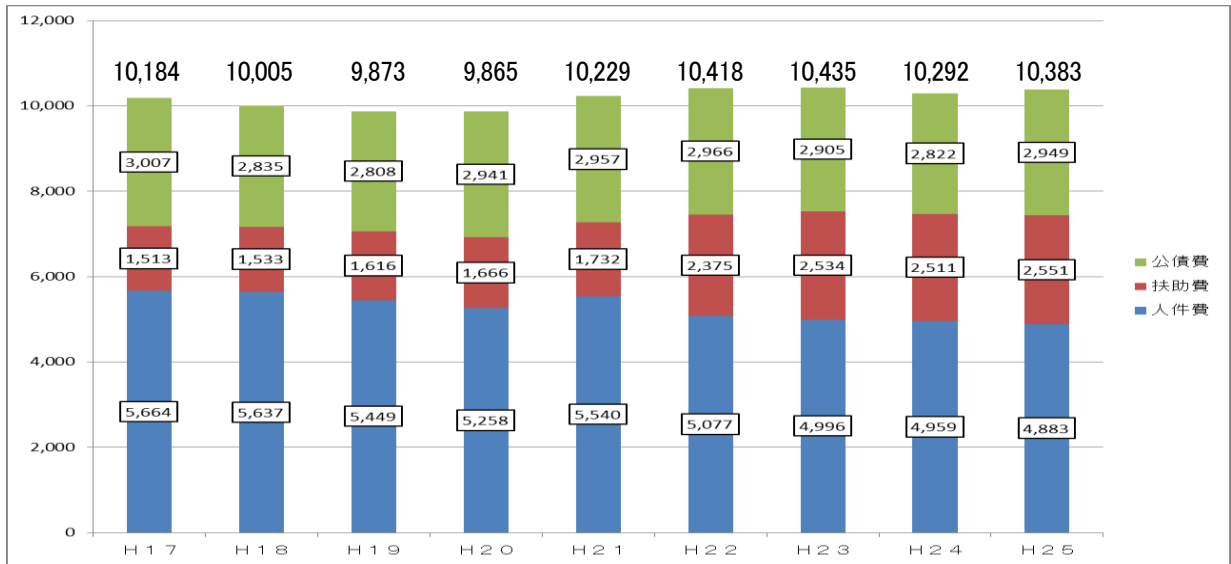


イ 歳出決算額の推移

【図表 10】歳出決算額（性質別）の推移（単位：百万円）

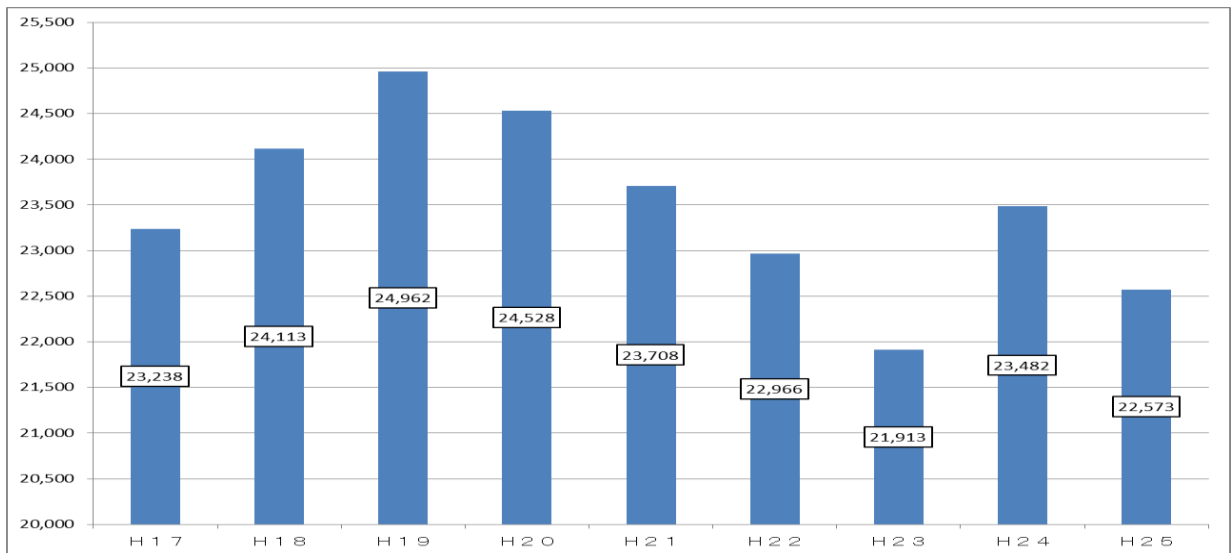


【図表 1 1】義務的経費の推移（単位：百万円）



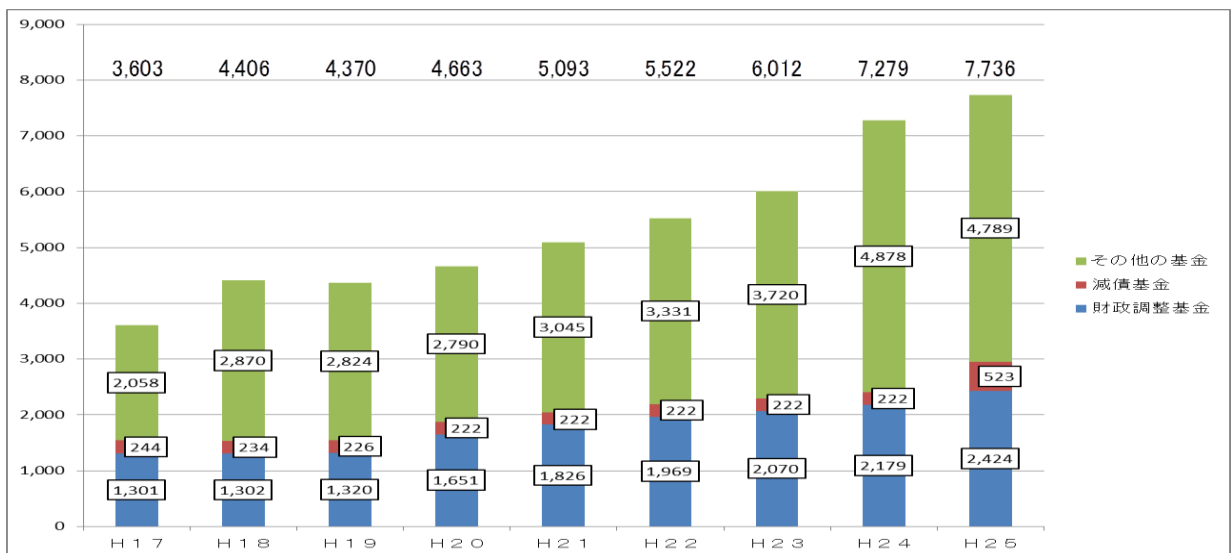
ウ 市債残高の推移

【図表 1 2】市債残高の推移（単位：百万円）



エ 基金残高の推移

【図表 1 3】基金残高の推移（単位：百万円）



(3) 健全で持続可能な財政運営と総合計画事業の着実な実行に向けた取り組み

地方税をはじめとする自主財源基盤が強固とはいえない本市において施策・事業などを着実に実施するためには、中・長期的視点に立脚した計画的な財政運営が必要です。さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化判断比率やその他の財政指標に留意し、健全な財政運営を堅持しつつ、総合計画で予定した事業を着実に実現できるよう機動的に対応していきます。

● 財政基盤の充実・強化

ア 地方財政の強化

- ・分権型社会(地域主権)にふさわしい市町村への税源移譲を、国・県に対し働きかけていきます。その際、地方交付税については、合併市町村や過疎地域における特別な財政需要について適切な財政措置を講じる制度設計を進めるよう引き続き求めていきます。

イ 市税収入の確保

- ・「地域産業総合振興条例」を制定し、多彩な産業の振興を図り、市税収入の確保に努めます。
- ・課税客体の適切な把握により公正な賦課・徴収に努めます。
- ・口座振替制度の推進、収納方法の拡充による納税者の利便性の向上、徴収体制の強化等により、収納率の向上を図ります。
- ・滞納に対する納付相談を積極的に行うとともに、個々の状況に応じて適切に対応します。また、東三河広域連合による共同処理事務として、滞納整理事務が予定されており、収納率の更なる向上をめざします。

ウ 受益者負担の見直し・適正化

- ・使用料や手数料、減免措置については、適正な公費負担及び受益者負担の観点から検証し、適正化に努めるとともに、定期的な見直しを実施していきます。

エ 資産の有効活用

- ・市や土地開発公社が保有する住宅用地、企業用地などについては、積極的な広報活動による早期販売・活用を行います。
- ・現在、未利用となっている施設や土地については活用を検討していきますが、早期の活用が見込めない場合は積極的に売却処分していきます。
- ・基金は、設置目的を達成するために活用し、状況の変化によっては統廃合の検討も行います。
- ・公共施設については、設置目的や利用状況等に応じて今後の公共施設全体の効率的な管理運営を図り、施設に係るコスト削減と施設の有効活用を検討します。

オ 新たな財源確保

- ・市民利用施設や無料の行政サービスで受益者が限定されているものなどについては、類似する民間サービス内容や使用料等とのバランスを考慮し、受益者に適正負担を求めることによる財源確保を推進します。

- ・広報媒体等を活用した広告収入の拡大を進めます。
- ・インターネットオークションを活用した公有財産の売却を進めます。

カ 多様な資金調達

- ・まちづくりへの市民参加意識を高める住民参加型ミニ市場公募債の導入や、特定の目的を実現するための寄附制度の研究を続けていきます。
- ・金融情勢を踏まえた起債方法を研究し、公債費の抑制を図ります。

● 歳出構造の改善と財政運営の健全化・効率化

ア 事務事業の選択と財源の最適配分

- ・部局ごとによる PDCA のマネジメントサイクルによる行政運営システムの確立を通じ、目標管理や施策・事務事業評価に基づく事務事業の選択と優先度の明確化、事業のスクラップ・アンド・ビルドを基本原則とした財源配分を行います。

イ 予算編成手法の改善

- ・基本計画及び実施計画に登載された事業を着実に当該年度の予算編成に反映させるなど、総合計画に沿った予算編成を行います。
- ・部局ごとのマネジメント機能を高め、予算編成、予算執行に市民のニーズを的確に反映できるよう一般財源枠配当方式の継続的な改善に取り組みます。
- ・各部局の予算要求状況などの情報の公開を進め、予算編成過程における透明性の向上に努めます。
- ・施策の成果目標や施策を達成するため事業ごとの成果指標等を公開することで、予算化される主な事務事業についての進捗管理を市民と共に行います。

ウ 行政コストの削減

- ・全ての市職員がコスト意識を持って行政運営にあたります。
- ・一般競争入札や電子入札制度の拡充により、公共事業のコスト削減に努めます。
- ・共通する事務の集約化、公共施設における指定管理者制度の拡充、委託が可能な分野については積極的に外部委託しコスト削減に努めます。

エ 人件費の適正化

- ・権限移譲や住民ニーズの多様化など行政需要が高まる中、市職員のスキルとマインドの向上をめざした人材育成を図りながら、職員の定数管理と適正配置等による総人件費の適正化に努めます。

オ 市債の抑制による後年度負担の軽減

- ・総合計画事業の着実な実行をめざして起債対象事業の厳選を行うとともに実質公債費比率や将来負担比率に留意した公債費の管理を行い、長期的にはプライマリーバランスの黒字を維持するよう努めます。

カ 特別会計・企業会計の見直し

- ・適正な料金、使用料水準の確保や経費の節減を通じ健全な事業運営を進め、定められた繰出基準を上回る一般会計からの繰出金を抑制します。

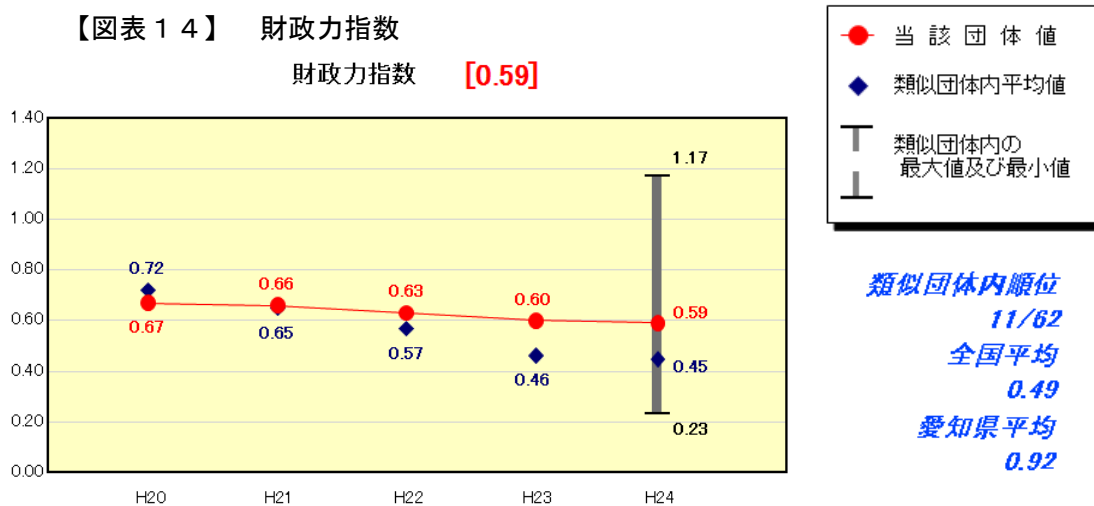
- ・ 経営状況を明確化するため、地方公営企業法の非適用事業について、法適用の検討を進めます。
- ・ 病院事業会計については、医師確保に取り組み診療体制を充実させるとともに経営の一層の効率化に努め、独立採算をめざします。

(4) 財政指標の設定

他の市町村と比較可能な財政指標を示すことによって財政運営上の課題を明確にするとともに、適切な財政運営に努めていきます。

なお、下記の表は平成 24 年度の状況を示したものであり、「類似団体」とは、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 のグループに分類した結果、新城市と同じグループに属する市町村をいいます。

ア 財政力指数



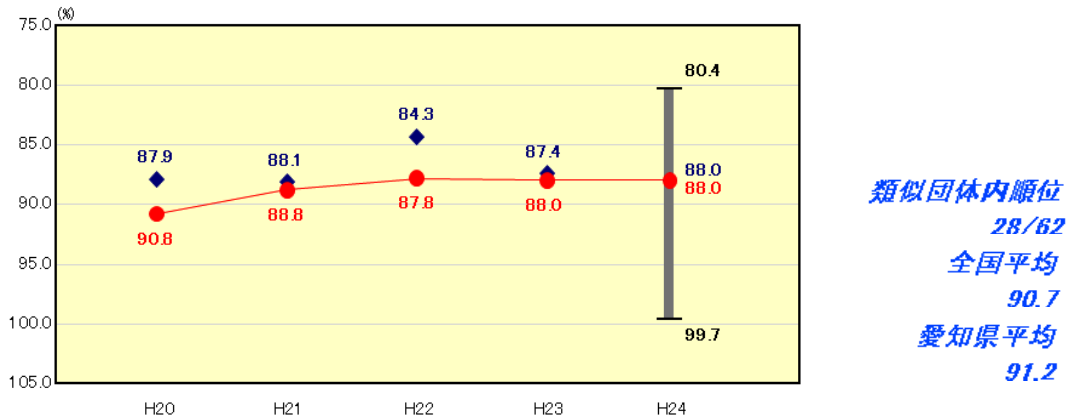
○財政力指数は、地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3カ年平均値をいいます。

○前年度比0.01ポイント減少しました。近年下降傾向にありますが(5年間で0.08ポイントの減少)、類似団体平均を0.14ポイント上回っています。現在取り組んでいる公共施設の再編、廃止、譲渡、使用料の見直し等や税の徴収強化を進め歳入確保に努めていきます。また、新東名高速道路周辺の開発など企業誘致をより推進し、自主財源の強化に取り組んでいきます。

イ 経常収支比率

【図表 15】 経常収支比率

経常収支比率 **[88.0%]**



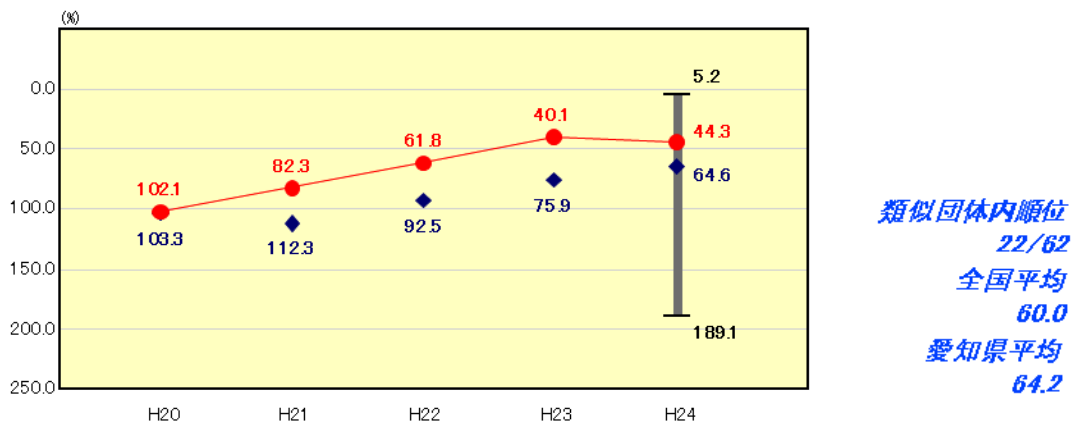
○経常収支比率とは、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどのくらい充当しているかをみることで、財政の弾力性を判断します。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など建設事業の経費に充当する財源が少なくなります。

○地方税のうち法人税の増加により歳入が増加したものの、歳出面において人件費や物件費が増加したため、経常収支率は前年度と同数値となりました。今後は一層人件費の抑制等行財政への取組を推進し、義務的経費の削減に努めていきます。

ウ 将来負担比率

【図表 16】 将来負担比率

将来負担比率 **[44.3%]**

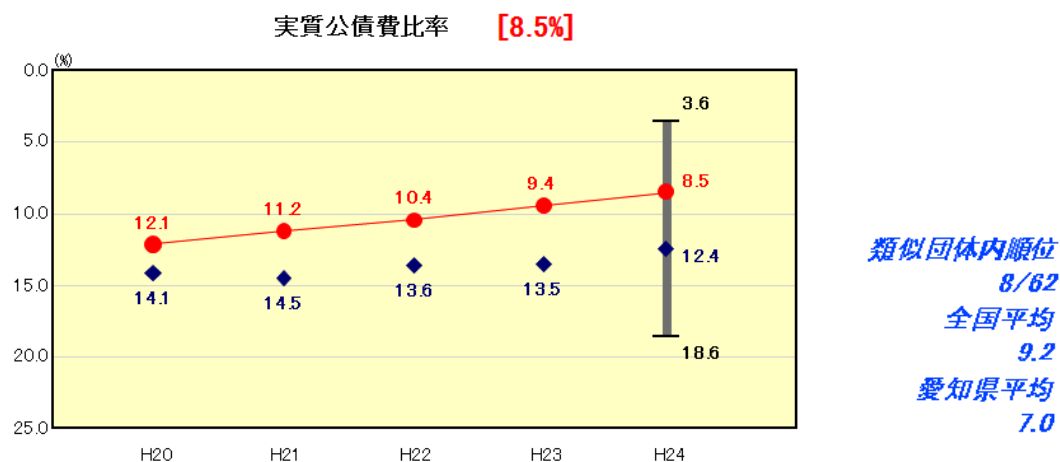


○公社や第三セクターなども加えた連結ベースで、自治体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、自治体本体の1年間の収入と比べてどれくらい多いかを示します。350%を超えると黄信号といわれています。

○合併特例債や緊急防災・減債事業の地方債の増加により昨年度と比較して4.2ポイントの増加となりました。地方債の発行については、常に必要性・規模等を精査し、将来負担の抑制を図っていきます。

エ 実質公債費比率

【図表 17】 実質公債費比率



○平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標で、公債費による財政負担の程度を示すものです。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入した3カ年平均の値となります。

○前年度に比べ0.9ポイント改善していますが、今後新庁舎建設など大型公共事業が控えており普通建設事業の増加が見込まれます。地方債の発行については必要性、規模等を精査し、地方債に大きく依存しない財政運営を行っていきます。

(5) 財政推計

(3) で掲げた「健全で持続可能な財政運営と総合計画事業の着実な実行に向けた取り組み」を着実に実施し、(4) で示した「財政指標」の目標を達成するため、後期基本計画期間（平成 27 年度から平成 30 年度）の収支見通しを示し、計画的な財政運営のための指標とします。

なお、この推計は総合計画の見直しが行われる場合、同時に見直しを行います。

●計画期間 平成 27 年度から平成 30 年度までとします。

(平成 24・25 年度は決算額、平成 26 年度は決算見込み額です。)

●対象会計 普通会計とします。

【図表 18】 財政推計

(単位：百万円)

区分	平成 20年度 (実績)	平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度 (実績)	平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
地方税	7,661	7,345	7,196	7,287	7,412	7,491	7,384	7,321	7,228	7,219	7,149
地方譲与税	373	350	341	331	311	296	295	295	295	295	295
利子割交付金	33	28	27	22	18	18	19	19	19	19	19
配当割交付金	15	12	14	16	17	29	33	33	33	33	33
株式等譲渡所得割交付金	5	6	5	4	4	62	4	4	4	4	4
地方消費税交付金	479	511	510	495	484	480	570	816	816	816	816
ゴルフ場利用税交付金	120	117	105	97	88	85	103	103	103	103	103
自動車取得税交付金	332	198	165	136	182	163	72	72	72	72	72
地方特例交付金	79	135	140	129	20	20	19	19	19	19	19
地方交付税	5,175	5,570	6,060	6,309	6,371	5,811	5,600	5,265	5,237	4,961	4,851
交通安全対策特別交付金	11	11	10	11	11	10	11	11	11	11	11
分担金及び負担金	324	339	357	368	363	377	411	411	411	411	411
使用料及び手数料	589	609	576	561	563	479	502	502	502	502	502
国庫支出金	1,065	2,807	1,851	1,737	1,690	1,939	1,948	1,969	2,006	1,669	1,794
県支出金	1,246	1,307	1,192	1,157	1,109	1,401	1,381	1,227	1,174	1,179	1,170
財産収入	86	78	75	27	44	76	61	61	61	61	61
寄付金	13	8	16	4	5	15	3	10	10	10	10
繰入金	65	227	130	52	95	111	341	77	223	1,629	757
繰越金	965	1,123	1,087	1,370	1,289	1,196	1,062	300	300	300	300
諸収入	836	1,202	794	732	685	785	741	715	715	715	715
地方債	2,092	1,750	1,868	1,516	4,083	1,753	3,483	3,060	4,705	2,438	2,074
合計	21,564	23,733	22,519	22,361	24,844	22,597	24,043	22,290	23,944	22,466	21,166

2 歳出

区分	平成 20年度 (実績)	平成 21年度 (実績)	平成 22年度 (実績)	平成 23年度 (実績)	平成 24年度 (実績)	平成 25年度 (実績)	平成 26年度 (見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
人件費	5,258	5,540	5,077	4,996	4,959	4,883	4,949	4,832	4,915	4,812	4,794
扶助費	1,666	1,732	2,375	2,533	2,511	2,551	2,580	2,609	2,640	2,671	2,702
公債費	2,941	2,957	2,966	2,905	2,822	2,949	2,866	2,565	2,520	2,423	2,417
物件費	2,567	2,793	2,883	3,140	3,161	3,051	3,341	3,050	3,050	3,050	3,050
維持補修費	156	176	139	181	159	166	160	150	150	150	150
補助費等	1,644	2,736	1,708	1,614	1,649	1,674	1,976	1,757	1,757	1,757	1,757
繰出金	1,947	1,889	2,060	2,120	2,186	2,181	2,331	2,400	2,437	2,426	2,438
積立金	343	626	546	535	1,357	569	23	415	192	6	6
投資・出資・貸付金	465	587	560	484	489	445	469	471	478	471	474
普通建設事業費	3,454	3,610	2,835	2,564	4,355	3,066	5,348	4,041	5,805	4,700	3,378
合計	20,441	22,646	21,149	21,072	23,648	21,535	24,043	22,290	23,944	22,466	21,166

前提条件

ア 市税	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税は、今後 10 年間の平均成長率を 1%程度、労働人口の減少を毎年 1%程度として見込む。 法人市民税は、「外形標準課税制度」導入を踏まえ、2 割程度の減少、平均成長率を 1%と見込む。 固定資産税、都市計画税は、現状の課税状況から平成 30 年度評価替えによる 1%程度の減額での積算、償却資産については、平均成長率 1%（設備投資の増加）及び減価償却率を考慮して見込む。
イ 地方譲与税等（地方譲与税、県税交付金、地方特例交付金、交通安全特別対策交付金）	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 12 月時点での制度の水準で推移するものとし、消費税率についても現行の 8%として見込む。
ウ 地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> 普通交付税の合併算定替の終了に伴う逡減を見込む。 後期実施計画で予定する過疎辺地債・合併特例債・臨時財政対策債等の地方債元利償還金の需要額算入を見込む。
エ 使用料等（分担金・負担金、使用料・手数料）	<ul style="list-style-type: none"> 使用料は平成 26 年度と同水準で推移するものとして見込む。 分担金・負担金についても歳出事業費を基に現行制度での負担割合で見込む。
オ 国・県支出金	<ul style="list-style-type: none"> 歳出事業費を基に、現行の負担割合・補助率等により見込む。
カ 繰入金	<ul style="list-style-type: none"> 特定目的基金からの繰入は、その目的と基準に従う。 財源が不足する年度は、財政調整基金から繰入れる。
キ 市債	<ul style="list-style-type: none"> 後期実施計画を基に、適債事業について、平成 26 年度地方債運用基準、充当率により見込む。
ク その他の歳入（財産収入、寄附金、繰越金、諸収入ほか）	<ul style="list-style-type: none"> 財産収入は合併後の決算額の平均値を推計値とした。 繰越金は 3 億円を見込む。
ケ 人件費	<ul style="list-style-type: none"> 職員数は、定員適正化計画に準拠する。 退職手当は、定年退職者数を勘案して見込む。
コ 扶助費	<ul style="list-style-type: none"> 給付対象者数及び一人当たり給付額に一定の増減率を見込む。
サ 公債費	<ul style="list-style-type: none"> 既発債の元利償還額に後期実施計画で予定する事業の地方債に係る元利償還の見込み額を加算する。
シ 物件費	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度決算額と同額で見込む。
ス 補助費等	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度決算額と同額で見込む。
セ 繰出金	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計への繰出金を特別会計毎に推計し、国民健康保険、後期高齢者医療、介護に係る繰出金については一定の伸び率を勘案し見込む。
ソ 投資的経費（普通建設事業費、災害復旧費）	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の後期実施計画に基づき事業費を見込む。
タ その他の歳出（維持補修費、積立金、投資・出資・貸付金ほか）	<ul style="list-style-type: none"> 維持補修費は合併後の決算額の平均値を推計値とした。 積立金は各基金の利子積立のほか年度間の財源調整のための財政調整基金への積立てを見込む。 現行制度による貸付金及び繰出基準による企業会計への出資金等を見込む。

国の税財政制度、地方公共団体に関する制度が大きく変革する可能性が高いが、現段階において法律等改正されていない制度にかかるものについては、現行制度で見込んでいる。

2 行政改革ビジョン

(1) 行政改革ビジョンの役割

本市は市町村合併後に、新城市行政改革推進計画（集中改革プラン）を策定し、市民にわかりやすい適切な行政サービスの提供、最少の経費で最大の効果を挙げる行政運営、市民と行政との協働関係の確立を柱とした機構・サービスの改善に取り組んできました。5年の計画期間を満了した後もその方針のもとに、たゆまぬ改革の努力を継続し、着実な改革効果を発揮してきたところです。

平成26年度に策定する新たな「新城市行政改革推進計画」により、限られた行政資本（ヒト・モノ・カネ）の中で、行政サービスのあり方とその担い手について改めて問い直し、増大する事業に対しては「選択」と「集中」によりスリム化し、新時代にふさわしい市役所と市民の協働関係を築き、質の高い行政サービスの提供をめざし、引き続き不断の覚悟で行政改革に取り組むこととします。

(2) 取り組みの方向

行政改革推進計画では、基本的な考え方や取り組みの基本項目を示すとともに、部局別計画を作成し取り組み状況の「見える化」を図ります。

ア 基本的な考え方

今までの新城市行政改革推進計画（集中改革プラン）を継承・発展させるため、引き続き行政改革に職員全員で積極的に取り組み、その効果を市民に対し公表していきます。

持続可能な自治体経営をめざし、行政サービスのあり方の検討や市職員のスキルとマインドの向上をめざした人材育成などに取り組みます。

市民の政策参加と市民満足度の向上を図るため、情報開示や市民が主役のまちづくりを推進します。

イ 基本項目

(ア) 事務の効率化・事務事業の見直し

市民ニーズの多様化や少子高齢化に対応するため、自治体クラウドを利用した事務の効率化や組織機構の見直し、事務事業の見直しなどを推進していきます。

(イ) 民間委託の推進

これまで民間委託や指定管理者制度を導入して管理してきた施設などの運営状況や費用対効果等を検証し、民間委託の見直しと新たな民間委託の手法の活用を検討します。

(ウ) 資産、施設の見直し

人口減少や少子高齢化により公共施設の利用需要が変化していくことを踏まえ、市

が保有する公共施設や道路、水道等のインフラ資産の現状と将来の長期的な更新費用を把握し、全庁的な情報共有と取り組み体制の構築をもって総合的かつ計画的な管理を行います。

(エ) 市民自治と協働のまちづくりの推進

市民の自主的、自立的な活動の促進や行政情報の積極的な受発信と地域情報の共有化に努めるなど、自治基本条例に沿ったまちづくりを推進します。

(オ) 人材育成

近年の地方分権の進展や市民ニーズの多様化・高度化による行政需要の高まりを踏まえ、職員の能力向上、専門化、組織による対応など社会動向の変化に対応した人材を育てていきます。

(カ) 他自治体との連携

行政区域にとらわれず広域的な地域づくりや住民サービスの提供などを主体的に取り組むための組織「東三河広域連合」により、東三河 8 市町村による既存の事務の共同処理による事務の効率化を図り、広域連携による新たな広域行政の展開や権限の委譲を受けて行う地方分権改革を推進します。

(キ) 市民満足度の向上

市民ニーズの多様化・高度化に対応し、市民の行政への満足度を向上させるため、住民アンケートや市政モニターを利用した満足度調査を参考に、市民が何を求めているかを的確に把握していきます。

(ク) 地方公営企業の健全経営

地方公営企業である上水道事業、工業用水道事業及び病院事業は、企業の経済性を発揮し本来の目的である公共の福祉のために運営できているか、受益者の負担は適切であるかなどの経営状況等について総点検を行います。

ウ 部局別計画（実行計画）

各部署の組織目標を職員全体で共有するとともに、組織目標とそれを達成するための個人目標をリンクさせ、PDCA サイクルによる課題解決型の組織マネジメントを実現します。

3 人材育成ビジョン

(1) 人材育成ビジョンの役割

国から地方への権限移譲が進む中、地方自治体では地域の実態を踏まえて自らの判断において地域の諸課題に取り組む責任が課せられ、その果たす役割はますます大きくなっています。そのため、職員には今まで以上に的確な分析力と将来的な政策立案能力が求められるとともに、より一層の市民サービス向上のため組織を挙げて人材育成に取り組んでいく必要があります。

本市では、高い意識と優れた能力を備えた人材育成はもとより、それぞれの事業を強力に推進していくことのできる職員を育成するため、平成23年12月に「新城市人材育成基本方針」を改定しました。この基本方針では、『求められる職員像』及び『職員として備えるべき視点』を明示し、さらには具体的に必要となる能力や行動、担うべき役割等を示すことで、個々の職員が自己を高めようとする強い気概を持ち市民自治社会の実現に応えられる人材育成をめざしています。

そこで、新城市人材育成基本方針に基づく職員の育成を推進していくための経営ビジョンとして、前期及び中期基本計画において定めた「人材育成ビジョン」を継承・発展させていきます。今回定める後期人材育成ビジョンでは、あらためて新城市人材育成基本方針に示された『求められる職員像』及び『職員として備えるべき視点』を示した上で、「ア 人材の確保と育成」、「イ 職員のやる気が活かされる人事制度の構築」、「ウ 人材育成のための環境整備」について、それぞれの取り組み方針を明らかにします。

(2) 求められる職員像

基本構想の「行政経営の基本方針」を踏まえ、高度化・多様化する市民ニーズや直面する問題解決に積極果敢に取り組み、自ら考え行動し地方自治を確かな形で推進することのできる職員像を求め、育成していきます。

ア 求められる職員像

『市民価値を高めることのできる職員』

『市民価値』は、
市民満足度と効率性に基づいて、市民自身が評価する持続的な行政サービスの総体的価値をいいます。

『市民価値を高めることのできる職員』は、
市民の福祉向上と地域社会の発展のために、最適なサービスとは何かを常に問い続け、改革・実行できる職員をいいます。

(※新城市人材育成基本方針より)

イ 職員として備えるべき視点

(ア) 地域経営の視点

- ・「経営的な感覚を持ち、効率的な行政運営を行う職員」
～公務員としての「プロ意識」、最小の経費で最大の効果をあげる「コスト意識」、自らの役割と責任を自覚する「当事者意識」を持ち、効果的・効率的で、持続可能な地域経営を行うことのできる職員～

(イ) 市民との協働の視点

- ・「市民とともに考え、協働によるまちづくりを進める職員」
～市民と同じ視点に立ち、コミュニケーションを深め、ともに考え、連携・協働により課題解決に取り組むとともに、自らも地域社会の一員であるとの自覚をもって市民自治社会を実現する職員～

(ウ) 安全・安心の視点

- ・「市民の安全・安心をまもる職員」
～市民が安心して暮らすことのできる地域社会実現のために積極的に行動し、特に災害等非常時には率先して市民をまもることのできる職員～

(※新城市人材育成基本方針より)

(3) 取り組みの方向

ア 人材の確保と育成

(ア) 人材の確保

- ・職員採用にあたり、「求められる職員像」を採用希望者に明示するとともに、職員構成や市の政策・戦略に基づく業務執行体制を踏まえた、計画的な採用を行います。
- ・引き続き、職員採用を人材確保のもっとも有効な手段と位置づけ、行政需要の複雑化・高度化に対応するため採用制限年齢の引き上げや、専門的な分野における社会人経験なども考慮し、人物評価に重点を置いた柔軟な職員採用に努めます。

(イ) 人材の育成

- ・多様な市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応できる職員の資質・能力を引き出し、育成するため、研修制度の充実と自己啓発を推進します。
- ・コミュニケーション能力の向上、プロ意識、コスト意識、当事者意識の向上、市民が求めるものを行政サービスに反映していく能力の向上など、より実践的な能力向上研修に努めます。

- 職員がやる気になって主体的に学習（自主研修）してこそ効果が期待されるため、向上心のある職員、主体性のある職員を積極的に支援します。
- 平成25年1月に作成した「OJTマニュアル」を活用し、所属する部局や課内における「職場内研修（OJT）」を推進・定着するよう努めます。
- 職務に必要な最新の情報や高度な専門知識・技能の修得を推進するため、自治大学校や市町村アカデミー、市町村振興協会研修センターなどの専門研修機関への積極的な派遣を進めます。また、広域で実施している市町村職員研修における研修内容の充実を図るため、近隣の広域研修協議会との共同企画・開催を検討します。
- 職員の能力開発の基本と位置づけてきた「自己啓発」についても、自己選択を尊重した「カフェテリア型研修制度（多くのメニューの中から自分に必要なものを必要なだけ選択できる研修スタイル）」の導入、また、自己選択の研修受講を勧めるため、年度当初に各種研修メニューを提示し、個人の意思で予め受講希望を受け付ける「研修エントリー制度」も引き続き取り組んでいきます。
- 今後一層推し進められる国から地方公共団体への権限移譲に伴い、職員の更なる行政運営能力向上が求められています。そこで、変化に柔軟かつ適時に対応できる基礎的能力と、専門的知識等に支えられた実践的能力を、効果的に向上させていくことのできる研修計画の構築を進めます。

イ 職員のやる気が活かされる人事制度の構築

（ア） 適正な人事評価制度の再構築

- 個々の職員が組織目標を基にした個別目標を設定したうえで、目標の達成状況、目標達成に向けた過程での取り組みを評価する目標管理による実績評価を、一部の専門職を除いた全ての職員を対象に適用してきました。これは、職員間に格差を付けることだけが目的ではなく、職員の能力開発や勤務意欲の向上をはじめ、組織目標の効果的・効率的達成、業務間の優先順位の明確化、業務品質の向上、組織内コミュニケーションの向上を目的に行うもので、これらの目的を正しく理解されていないこともあり運用面において改善すべき点も生じてきました。

こうした問題点を整理したうえで、今後は管理職を対象とした実績評価、階層に応じて全職員を対象とした能力評価を行う人事評価制度を構築し、最終的に良質な市民サービスの提供につながるよう努めていきます。

- 人事管理については、職員が広い視野と資質を伸ばすことができるよう、性別を

問わず適材適所の人事配置に努めます。また、計画的なジョブローテーションを行い、職員一人ひとりが複数の業務において一定の能力を有することで、非常時等において支障ない業務継続に努めます。さらに、職員の適性や希望に応じた能力開発と総合職、専任職、専門職等のキャリア選択が可能な複線型人事制度の導入等、職員の能力を伸ばす方策を研究していきます。

- 職員自身の勤労意欲と行政サービス向上のため、自己申告制度の充実と、必要とする人材を募集する庁内公募制度の導入についても研究を進めます。

(イ) 能力に対する適正評価

- より高い能力を持った人材育成と組織全体の士気高揚及び公務能率向上のため、職員の人事評価が昇任や給与に適正に反映されるなど、発揮した能力と挙げた業績が活かされる昇任・給与制度をめざします。そのためには、現行の目標管理による実績評価制度を検証したうえで、新たに職員に求められる能力や行動・役割等の実証に基づいて行う人事評価制度の構築をめざします。さらに、勤勉手当の成績率への反映や査定昇給制度の本格的な導入を図ります。なお、評価にあたっては、評価者研修による適正評価と評価基準や昇任・分限処分基準の公正性・透明性を確保するとともに、被評価者に対する結果の開示、疑問・不満への対応についても制度整備を行います。
- 能力に対する評価の公正を進めるため、知識偏重でない総合的な能力と適性を評価できる昇任試験制度の導入について研究を進めます。
- 採用・昇任・配置・評価など人事管理上のすべての場面で、性別を理由とした格差や先入観・偏見による適用が行われないよう、職員の能力の積極的で適正な活用を図ります。

ウ 人材育成のための環境の整備

- 能力開発にとって重要な要素である職場環境づくりは、管理職の責務でもあります。職場環境の改善への積極的な取り組みのためにも人材育成を管理職の職務と位置付け、管理職の意識改革に努めます。
- 部局・課における組織目標や進捗状況を常に明確にし、他部局を含めた職員同士が共有できるようにしながら、情報交換を活発化させ、組織全体の人材育成につなげます。
- 健全で働きやすい職場環境づくりを行うために職場規律の遵守を徹底するとともに

に、超過勤務の縮減、メンタルヘルス及びハラスメントの防止を進めます。

- 職員の自主性を引き出し、問題発見・解決能力と学習意欲の向上を目的とした職員提案制度の積極的な参加を呼びかけるとともに、良い提案は具体化して市政運営に活用するなど、職員の参加意欲や創意工夫をバックアップしていきます。
- 職員間、職場内での自発的な研究グループへの活動支援を引き続き行い、職員の自己啓発意欲の高揚と自ら学習する組織風土の醸成を図ります。

4 情報ビジョン

(1) 情報ビジョンの役割

少子高齢化、人口減少、災害対策などさまざまな課題を抱え、安心して暮らせる地域社会を創造していくには、市民、事業所、行政がICT（情報通信技術）を活用し、互いに持つ情報資源を共有し、協働することによって支え合い、課題解決に取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

近年、ICTの進歩は目まぐるしく、ブロードバンドインフラ（高速通信）の拡充、モバイル（携帯端末）の技術進展、無線通信の進化などICTをめぐる情報環境は多種多様を極めています。特にスマートフォンは急速に市場を拡大、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の隆盛、クラウドサービスの定着など、ユビキタス（いつでも、どこでも、利用者が意識することなくICTを利用できる環境）な社会形成が進んでいます。

また、ICTを活用した行政サービスに対する期待もより一層高まっており、これまでに整備された情報通信基盤（光ファイバネットワーク）を効果的に利活用し、既存業務・システムの見直しによる効率化を推し進めるとともに、ICTによる便利で暮らしやすい社会をいっそう進展させていくことが重要となっています。

そこで、「ア 市民との情報共有・情報交流の推進」及び「イ ICT（情報通信技術）を活用した行政サービスの推進」に向けた行政経営ビジョンとして「後期情報ビジョン」を定め、取り組みの方向性を明らかにします。

(2) 取り組みの方向

ア 市民との情報共有・情報交流の推進

(ア) 行政情報の公開

- 行政経営への市民参加を促進し、真の市民自治社会を構築するには、市民の知りたい情報がわかりやすく公開されていることが前提となります。引き続き情報通信基盤を活用した情報の発信を積極的に行うために、庁内検討委員会により情報公開に関する要綱の制定を行い、更に行政情報の公開に努めます。

【行政情報の公開に関する基本方針】

行政情報の公開とは、行政活動のマネジメントサイクルの各段階において、方針決定に至るプロセスをはじめ、進捗状況、成果や課題、評価と改善の内容等を、迅速かつ最も効果的な方法で周知することです。個人情報保護の徹底を図る中で「情報の公開なくして情報の共有なし」の意識を行政経営の基本に据えるため、以下の事項を行政情報の公開の基本方針とします。

- ① 行政活動における会議等は、職員同士の内部会議を除き、常に原則公開とし、事前に開催目的や議題、日時等の公開・周知を行います。
- ② 上記の会議においては、方針決定に至るプロセスを明らかにするための議事録を作成し、会議資料と合わせて原則公開とします。

- ③ 施政方針、財政状況、補助金・交付金等の交付基準や交付実績など、共有すべき情報については、開示請求の有無によらず、行政の責任において積極的に公開するよう努めます。

(イ) 広報活動の充実

- 情報通信基盤を活用したケーブルテレビ市政番組「いいじゃん新城」を通じ、市民へ迅速かつ的確な情報提供を行い、市民と行政との情報共有を進めます。市職員と一般公募による市政番組編成委員の協働により、より親しまれる番組づくりをめざすとともに、データ放送による情報提供とケーブルテレビ加入率の向上を図ります。
- 広報「ほのか」の一部分の編集を市民編集委員に委ね、毎月号を協働で制作し、かつモニターからの意見を反映させることにより、市民の視点を取り入れた市民参画型広報紙づくりをめざします。
- 市民が必要とする情報を容易に見つけやすいホームページをめざし、各課でホームページを作成できるシステムCMS（コンテンツマネージメントシステム）を活用し、ユーザビリティ（利用者の誰でも戸惑うことなく操作できること）・アクセシビリティ（高齢者や障害者等に利用しやすいこと）に配慮したホームページづくりを行うことで、統一されたデザインで、かつ市民、閲覧者の暮らしに直結する情報をやさしく迅速に提供します。

(ウ) 広聴活動の充実

- 市民ニーズに沿った成果重視型の行政経営への転換を進めるため、定期的な市民満足度調査を実施し、地域別・年代別など、よりきめの細かな市民ニーズの把握に努めます。
- 市政に対する意見や提言を継続的に聴くことを目的に市民 100 人を市政モニターとして登録し、市政に関するアンケート調査等を実施します。そのアンケート結果や提言等を行政運営に反映させることにより、よりよいまちづくりを進めます。
- 「市政報告・懇談会」や「地域意見交換会」への市民参加の促進や職員の「地域活動支援員制度」等を通じた意見交換の機会、及び「各種団体との対話活動」を積極的に設けることで、開かれた行政の確立と広聴活動の充実を図ります。
- 市長や市政に対する市民意見を把握するために手紙・FAX・メールなどにより、

「市長への提言」をいただき、市政に対する理解の促進と信頼関係の構築を進めます。

- 市の基本的な計画等の策定にあたり、その趣旨、目的、内容を事前に公表し、市民から意見、情報、専門的知識の提出を求め、市の考え方を公表する「パブリックコメント制度」の活用を進めます。

ICT（情報通信技術）を活用した行政サービスの推進

（ア）自治体クラウドの整備

- 市の基幹業務（住民情報・税務情報等）を東三河5団体（豊川市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村）で、また内部事務（財務会計等）を6団体（豊川市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）で情報システムを庁舎内で保有・保管することに代えて外部のデータセンターで保有・保管し通信回線を経由して利用する仕組みを構築します。また、複数団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより経費の削減及び住民サービスの向上を図ります。

（イ）電子市役所の推進

- 新庁舎建設に合わせ市民窓口を、市民が諸手続き証明書の発行が円滑に行える「総合案内型窓口」に改善し、住民票などの証明書の発行や税金の納付などが行える「窓口受付システム」の導入を進めます。

（ウ）地域情報通信基盤の利活用

- 高齢者、障がい者等を対象に、ケーブルテレビネットワークを活用した「買い物支援システム」「見守り支援システム」の導入について、経済性、効率性の検証を行い、事業化の是非を検討します。
- 急速に普及しているスマートフォンなどのモバイル端末を活用し、欲しい情報（観光、防災など）を迅速に入手できる通信手段として公衆無線LAN環境を公共施設などへ整備することを進めます。

（エ）災害に強く安心・安全な市民生活の実現

- 現在運用中の市民向けメール配信システムへ、緊急時にケーブルテレビの文字放送など他のサービスと連携し、よりきめの細かい情報提供をできるよう検討します。
- 市民のライフスタイルの多様化に合わせ、利用者が増加しているSNSを活用した情報発信を拡充することにより、情報の共有を図る仕組みづくりを進めます。

- ・災害発生時又は災害が予測される場合に、ケーブルネットワークを活用し、市内の河川や道路などの主要箇所ライブカメラを設置・監視することにより災害の拡大防止と迅速な対応を支援するシステムの導入について、経済性、効率性の検証を行い、事業化の是非を検討します。また、過去の災害により有効性が認められたコミュニティFM放送についても同様に検討します。

(オ) 行政事務の高度化・効率化の推進

- ・電子地図・地形データ（GIS）を各課で共有利用し業務の効率化を図る仕組みづくりを検討します。
- ・現在小中学校で活用されている学校教育支援システムについて、小中学校教職員の校務事務（児童・生徒の管理）をデジタル化しデータを一元管理することでセキュリティの強化を行うとともに、業務の効率化を促進し職員の負担軽減を図ります。

(カ) 地域の絆と活力あるまちづくりの推進

- ・市内の観光地へ訪れた方が、携帯電話やタブレット端末などを使い、施設の見どころや、案内情報などの観光情報を手軽に入手できる仕組みづくりを検討します。
- ・あいち電子自治体推進協議会が運営しているあいち共同利用型施設予約システムへ参加し、施設の空き状況や予約をできるシステムの導入を進めます。